



知っていますか？

仕事が忙しく、とても育児休業を取れるような状況ではないというお父さん！
子どもが産まれたら、まずは、数日間から始めてみませんか！

子どもとの良い関係づくりの第一歩として、年次有給休暇や各企業が独自に設けている配偶者出産休暇を活用して、出産時の入退院の付き添い等から育児を始めてみませんか！

働くお父さんの子育てスケジュール

育児・介護休業法では、お父さんも子育てをしながら働き続けるためのいろいろな制度を定めています。上手に活用しましょう。

配偶者の妊娠

おめでとうございます！育児休業を取る人は早めに職場の上司に報告しましょう。

- 育児休業を取る人は、1ヶ月前までに会社に申し出なければなりません。

配偶者の出産

- お父さんが出産に立ち会うために配偶者出産休暇を設けている会社もあります。

育児休業開始

- お母さんが専業主婦であっても出産日から産後8週間はお父さんも赤ちゃんのために育児休業を取れます。
- 育児休業は、原則、赤ちゃんが1歳の誕生日の前日まで、希望する期間取れます。

育児休業中は雇用保険から育児休業給付金として給料の4割(平成22年度までは5割)が支給されます
→詳しくはハローワークへ
また、申し出れば本人分も会社分も社会保険料の支払いが免除されます→詳しくは社会保険事務所へ

復職

子どもが3歳まで

- 勤務時間短縮等の措置(育児休業に準ずる制度、又は①短時間勤務制度②フレックスタイム制度③時差出勤制度④時間外労働をさせない制度⑤託児施設の設置その他これに準ずる制度)を利用できます。
- 育児休業を取得しない場合は、勤務時間短縮等の措置を出産日から利用できます。

子どもが小学校入学前まで

- 会社に申し出ると、深夜業(午後10時～午前5時の就業)の免除が受けられます。
- 1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限を請求することができます。
- 子どもが熱を出したりケガをした場合にはお母さんが専業主婦でも「子どものための看護休暇制度」が利用できます。



子どもが発熱をしたが仕事を休めないなどお困りの時には

☆フレ－フレ－ネット

(財)21世紀職業財団

ホームページ <http://www.2020net.jp/>

育児、介護等に関する各種サービスについて、地域の具体的な情報をインターネットから無料で提供します。

☆ファミリーサポートセンター

三重県生活・文化部 勤労・雇用支援室 TEL.059-224-2454

「育児の援助を受けたい方」と「育児の援助を行いたい方」を会員とした相互援助会員組織により地域における子育てを支援します。

育児・介護休業法に関するお問い合わせ・ご相談は

三重労働局雇用均等室

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎
TEL:059-226-2318 FAX:059-228-2785
<http://www.mie.plb.go.jp/>